

2015年2月7日

No.212

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

1月26日に召集された第189回通常国会では、冒頭、2014年度補正予算の審議が行われました。2月3日の総務委員会では、補正予算案の関連法案として地方交付税法の一部を改正する法律案の審議が行われ、**又市征治議員**が登壇しました。社民党は補正予算案本体には反対しました。改正法案も問題はありますが、地方への交付税額を増大させるのが趣旨であるために賛成しました。

地方交付税法の一部改正案の問題点について大臣の見解を質す



冒頭、**又市議員**は補正予算案がアベノミクスの失敗を糊塗するものであり、緊急でもない防衛費やマイナンバー関連予算が盛り込まれているために反対であると述べました。そして改正案では、本来2014年度の地方交付税に繰り入れるべきものを、政府の都合で来年度に繰り入れている点について地方の合意を得ているのか、5年連続で増額分の大部分が翌年に繰り入れられていながら本年度中に繰り入れるべきとの本則を改正しない理由について政府の見解を質しました。

高市総務大臣は、来年度への繰り越しが、継続的・安定的地方財政の運営に必要である、地方は来年度の交付税額の確保と臨時財政対策債の抑制ができたことを歓迎している、地方交付税法の本則については、地方財源不足が続いているために、今年度に繰り入れるのではなく法律改正を行い地方財政の健全化に努めていると、質問趣旨からはずれた答弁を行いました。**又市議員**は、地方の固有財源であるから地方のために使うのは当然であり、問題は政府の都合で政府の財政対策に使われることが問題だと再度強調しました。

復旧・復興計画の現状はどうなっているのか

次に**又市議員**は、震災復興特別交付税の中で2013年度決算において不用となった1633億円に関連して、以前から問題視されていた復興事業の進捗状況、ならびに不用額を発生させない交付の枠組みを考えるべきではないかと、復興庁の見解を質しました。

小泉復興政務官は、事業の進捗状況を答弁し、住宅の高台への移転が遅れていたが実施段階に移ったことや、復興資金の使い勝手を良くするために、手続きの簡素化を進めてきたと答弁しました。

一時的な地域消費喚起・生活支援より、国民に大きな負担を課す消費税増税を撤回すべき

質疑の最後に**又市議員**は、補正予算案の「地域消費喚起・生活支援事業」をとりあげ、昨年4月からの消費税増税により個人消費が減退したのだから、増税の撤回こそが有効な政策であり、経済効果がなかった地域振興券と同じようなプレミアム商品券の1回限りの発行支援に疑問を呈しました。

小泉内閣府政務官は、今回はプレミアム部分だけの支援であり、消費者の自己負担分があるので消費を刺激する効果があると答弁しました。他方で政策の効果も検証すると述べました。**又市議員**は、小手先の支援ではなく消費税増税の撤回、8%から5%への減税こそが個人消費の増大による内需拡大につながると、強調して質疑を終了しました。